第 4722 号

(2-2)



1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 5月 7日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB:  $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$ 

## △ 社長死亡による役員報酬の改定

A:定期同額給与として取り扱うことができるものと思われます。

## 【解説】

法人税では、役員に対する定期給与のうち 次のものは定期同額給与として損金に算入す ることができることとなっています。

- ①その事業年度の各支給時期における支給額 が同額であるもの
- ②次に掲げる改定がされた場合におけるその 事業年度開始の日又は給与改定前の最後の 支給時期の翌日から給与改定後の最初の支 給時期の前日又はその事業年度終了の日ま での間の各支給時期における支給額が同額 であるもの
- イ. その事業年度開始の日の属する会計期間 開始の日から3月を経過する日までにされ た定期給与の額の改定
- ロ. その事業年度において法人の役員の職制 上の地位の変更、その役員の職務の内容の 重大な変更その他これらに類するやむを得 ない事情によりされたこれらの役員に係る 定期給与の額の改定(の改定を除く)

ご質問の場合は、専務が亡くなった前社長に変わって社長になって、役員報酬を増額したということですから、口に該当し、改定前の報酬及び改定後の報酬が同額であれば損金に算入することができるものと思われます。







